

■つつじが丘ハイム自主防災会活動マニュアル【第1版】

2021.7.11版

	自主防災会本部	安全確認グループ	物資グループ	情報グループ
平常時の活動	<p>1) ハイム居住者名簿・要支援者名簿の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A～D棟の居住者名簿の更新 <ul style="list-style-type: none"> -部屋番号・氏名・居住者数・年齢など -要支援者名簿更新 -未住居情報の更新 <p>2) 防災意識の啓発</p> <p>①ハイムエコー等を利用し、防災意識の啓発や防災全般の広報を行う。各家庭での備蓄や、家具転倒防止器具の設置など、自助の備えを促す</p> <p>②被災時は集会所に自主防災本部を立ち上げ、情報提供と支援活動を行うことを周知する</p> <p>3) つつじが丘ハイム自主防災会組織運営</p> <p>①役員会の適宜実施</p> <p>②理事会への報告・提案</p> <ul style="list-style-type: none"> *マンションの各種設備を管理・点検会社や、防災関係機関の連絡先を確認し、連絡先一覧を作成しておく <p>4) 防災機器・備品・備蓄品の確保と保管</p> <p>①防災機器・備品の保管・試運転・メンテナンス</p> <p>②備蓄品の適正保管 4年毎の入れ替え(4年経過の備蓄品の配布、新しい備蓄品の購入・保管)</p> <ul style="list-style-type: none"> *敷地内に防災倉庫を確保し、必要な機器や物品を備蓄、定期的に倉庫内の点検・更新する <p>5) 防災訓練の企画・実施</p> <p>①防災訓練計画</p> <p>②防災訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> *各Gと調整し計画・実施内容を検討する <p>6) 支援ボランティアメンバー・説明会</p> <p>①災害時支援ボランティア名簿の整備(変化があったとき)</p> <p>②災害時支援ボランティアメンバーへの説明会(定期的な情報提供活動)実施</p>	<p>1) 情報伝達経路の確認</p> <p>①安否情報や出火状況、建物被害情報を集約し、本部に報告する</p> <p>②提供される情報をまとめる担当(集計担当)も決めておく</p> <p>2) 防災設備の取り扱い確認</p> <p>①防災設備・防災機器の配置確認、取り扱い確認</p> <ul style="list-style-type: none"> -消火器 -水道 -ガス栓(開栓用鍵) <p>②各階に設置してある消火器や屋内消火栓などの消火設備の設置場所を確認する。同時に、使用方法についても確認する</p> <p>5) 防災訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> *本部と擦り合わせして防災訓練を実施 *情報伝達訓練を実施し、情報伝達経路の確認を行う。情報伝達機材を準備しておく <p>6) 支援ボランティアメンバー・説明会</p> <p>①安否情報や出火状況、建物被害情報の調査方法、記入方法について説明を行う</p> <p>②調査表や集計表を作成する。調査表には調査方法、記入方法を記載しておく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安否確認用・様式A ・被害状況確認用・様式B ○無事の住居 ▲支援求む住居(要支援者含む) <p>など記号で簡潔・短時間で記入できる帳票とする。また、本部内で本部用に集約する帳票(集計用や▲居住者の支援内容記載)も作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安否不明ステッカー様式C 	<p>1) 備蓄品の保管</p> <p>①災害時設備品保管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部備品(拡声器・ヘルメット・ラジオ・軍手・クリップボード・LED懐中電灯・LEDランタン・筆記具・乾電池) <p>②災害時備蓄品保管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の保管・棚卸 ・非常用食品の保管・棚卸(2L7年保存水・井村屋えいようかん・尾西のアルファ米) <p>2) 防災機材の使用方法的習得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電機 ・拡声器 ・ソーラーパネル&ポータブル電源(蓄電器) ・LEDランラン ・防災ラジオ <p>3) 備蓄物資の配布基準制定</p> <ul style="list-style-type: none"> *一世帯当たり ・20ペットボトル:3本 ・ようかん:1箱5本 ・アルファ米:2個 <p>-配布物・配布基準をハイムエコー等で事前周知しておく</p> <p>-原則、備蓄倉庫や水場に受け取りに来てもらう</p> <p>-要支援者等、受け取りが困難な家には届ける</p> <ul style="list-style-type: none"> *応急給水所の場所と経路確認 <p>5) 防災訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> *本部と擦り合わせして防災訓練を実施 	<p>1) 防災意識の啓発</p> <p>①ハイムエコーなどを通じて、防災意識の啓発や防災全般の広報を行う</p> <p>②地震発生時の各戸の最低限の対応について訴える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度5以上の地震発生時、「安否確認ステッカー」を玄関ドア外に表示する ・電気が止まったら、ブレーカーを落とす ・ガスは、震度5以上で自動停止することと、復旧の方法 ・その他、自主防災本部の取り組み、対策準備の進捗を随時伝える <p>2) 各戸居住者情報の整備</p> <p>①各戸の居住者カードを記入・まとめておく</p> <p>②災害時要支援者カードを記入しまとめておく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①②をまとめた名簿を作成しておく <p>3) 情報伝達経路の確認</p> <p>①安否情報や出火状況、建物被害情報を集約して本部に報告する担当者(情報伝達担当)を、各階またはいくつかのブロックごとに決めておく。また、提供される情報をまとめる担当(集計担当)も決めておく</p> <p>②情報伝達担当は、災害時にはどこで待機しているかを各Gに伝えておく</p> <p>5) 防災訓練の実施</p> <p>①防災訓練を実施し、情報伝達機材を使った情報の伝達訓練を行う</p> <p>②情報伝達経路の確認を行う</p>

	自主防災会本部	安全確認グループ	物資グループ	情報グループ
発災時 ～1日 目の活動	1) 自主防災会本部立ち上げ ①地震が発生したら、本部・各G員は、管理事務所を經由して集會室に参集し、本部を立ち上げる ②各Gのメンバー配置 ＊各Gメンバーの参集を確認し、参集していないGは、他の者を代理として指名する ③各Gの報告・活動状況集約 ④各Gへの活動依頼 2) 居住者名簿等の提供 <u>居住者名簿</u> ・ <u>災害時要支援者名簿</u> を安否確認する安全確認Gリーダーをはじめ各Gに提供する。 3) 情報の集約と支援活動依頼 ①安全確認Gから、各戸の被害情報、各Gの活動状況報告を受ける ②避難指示やマンション内外の初期消火・救護活動の支援などを依頼。③各Gの活動や設備の使用等について決定し依頼する 4) 管理事務所との協業 ①管理事務所との情報共有 ②協業できる支援の確認 ＊被災住居、被災者の救助や消火活動支援 5) 関係機関への報告・支援依頼 必要に応じて ①防災関係機関（調布市総合防災課・消防署・管理会社・エレベーター保守会社・東京電力・東京ガス等）へ被害状況の報告を行い救助・応援を要請する ②非難所への避難依頼	1) 集會室への参集 ①地震が発生したら、G員は、管理事務所を經由して集會室に参集する ②支援ボランティアの参集状況の確認と本部への報告 ③支援ボランティアのペア組み合わせ実施 2) 安全確認用機材の配備 ①情報伝達機材を必要とする要員に配備する。機材の動作確認も同時に行う。 ・記録用クリップボード、筆記用具、ハンディ拡声器、LED懐中電灯等 ・蛍光ベスト、ヘルメット 3) 居住者名簿等の提供 ・帳票A, B, Cを安否確認する支援ボランティアメンバーに提供する 4) ハイム居住者の安否確認と住居被害レベルの確認 ①支援依頼住居の確認 ②建物被害状況確認 ③けが人・重傷者の確認 ④防火・防犯確認 ○無事の住居 ▲支援求む住居（要支援者含む）など記号で簡潔・短時間で記入できる帳票とする。また、本部内で集約する帳票（集計用や△居住者の支援内容記載）も作成する ＊調査は帳票に記載した方法に準じて行う 5) ハイム居住者の避難所への避難案内 ▲支援求む住居者（要支援者含む）が近隣の避難所などへ避難する場合、管理事務所との協業で、可能な限り案内を支援する	1) 集會室への参集 ①地震が発生したら、G員は、管理事務所を經由して集會室に参集する 2) 機材の用意・設置 集會室にて、次の機材を用意 ①防災本部用に机、椅子等の設置 ②パーソナル電源等の防災備品を用意 ③夜・停電時は、LEDランタン、LED懐中電灯 ① ②③機材の設置、配布 3) 備蓄品配分・配布 ①備蓄品の配分・配布 ＊一世帯当たり ・2ℓペットボトル：3本 ・ようかん：1箱5本 ・アルファ米：2個 -要支援者の要請があり、受け取りが困難な家には届ける ○無事ですの住居に対しては、原則、2日目を以降の配布とする	1) 集會室への参集 ①地震が発生したら、G員は、管理事務所を經由して集會室に参集する 2) 情報収集機材の配布 ①電話やテレビ・防災用ラジオ・インターネットなどの情報収集手段の使用を確認し準備する ②防火安全Gから各戸の安否情報や出火状況を確認し、集計担当に伝達する。集計担当は情報を種別ごとに集計し、本部に報告する 【情報種別】 ① 安否（けが人・不明者） ② 出火・鎮火、 ③ 設備（故障によるライフライン：水道・電気・ガス停止）、 ④ 建物被害 など 3) 情報の収集・集約・報告 ①安全確認Gから、各階の被害情報、各Gの活動状況報告を受ける。②避難指示やマンション内外の初期消火・救護活動状況をまとめる ③集計担当は情報を種別ごとに集計した後、本部に報告 【情報種別】 ①安否（けが人・不明者など）②出火・鎮火 ③設備（故障・停電による停止など）④建物被害など

	自主防災会本部	安全確認グループ	物資グループ	情報グループ
3日 目 ま だ の 活 動	<p>1) 被害状況の集約 ①引き続きマンション内外の被害状況等の情報を集約する ②必要に応じて各Gに指示や情報提供を行う</p> <p>2) 関係機関への連絡 マンション内の各種設備の使用の可否を調査し、必要に応じて管理会社・点検会社に修繕・点検を依頼する</p> <p>3) 各Gの情報収集と支援活動の決定・依頼 ①防火・余震への備えやごみ排出ルールなどを本部指示として周知する ②各グループの報告・活動状況の集約 ③各グループへの活動依頼・確認、 ④市(市役所、非難所、消防署・病院等)への依頼</p> <p>*震度6弱以上の震災が起きた際には、調布市医師会、などの医療団体が連携し、震災後72時間以内は緊急の医療体制がしかれます</p> <p>*地震が起きてから72時間以内に病院に向かう場合は、緊急医療救護所に定められている最も近い病院として、特定医療法人研精会東京さつきホスピタル・山田病院(東つつじが丘)があります</p>	<p>1) 安否確認の継続 ① 安否不明な居住者について、引き続き確認し、本部に報告する ② 居住者名簿等を利用し、できる限り連絡をとる</p> <p>2) 被害の報告・支援内容報告 ①マンションの被害の報告や、それに伴う支援の必要性などを本部に報告 ・見回り中の支援依頼の内容を様式Aに記載し本部に報告する ・調査員が判断した支援の必要性を本部に連絡する</p> <p>3) 建物の被害状況確認 管理事務所と協業で、建物の被害状況を確認し、情報伝達担当に報告する。危険個所には表示をし、立ち入りを制限する ①出火確認方法・様式B「建物確認調査表」に記入 ・出火が小さい場合は消火器対応、無理な場合は拡声器で本部に連絡 ②被害状況確認方法・様式Bに記入 ・被害箇所(建物、階段、給水、排水等)、被害状況(通行の可否、出水量等)を調査表に記入。被害の程度によっては本部に連絡し指示を受ける ③入居者の要請に基づき、転倒した家具の引き起こし作業は管理事務所と協業して行う *プライバシーに配慮し、むやみに他の部屋に立ち入らない</p> <p>4) 防火・防犯の見回り ①各戸でろうそくやカセットコンロを使用していることがあるので、火気使用の注意を呼びかける ②管理事務所と協業でマンション内を定期的に巡回する。見慣れない人がいれば声かけする。</p>	<p>1) 備蓄品配分・配布 ①備蓄品の配分・配布 *一世帯当たり ・20ペットボトル:3本 ・ようかん:1箱5本 ・アルファ米:2個 -配布物・配布基準をハイムエコー等で事前周知しておく -原則、備蓄倉庫や水場に受け取りに来てもらう -要支援者等、受け取りが困難な家には届ける *災害救援ベンダー・自販機</p> <p>2) 給水(発電機)立ち上げ ①井戸水の補給ができるように発電機の移動・設置・軽油補給など立ち上げ ②井戸水・飲料水配布 A 棟洗車場、B 棟洗車場、A/C棟間の洗車場からの井戸水配布立ち合い</p> <p>3) 井戸水・飲料水の配布 ①井戸水・飲料水配布 A 棟洗車場、B 棟洗車場、A/C棟間の洗車場からの井戸水配布立ち合い ②給水所(深大寺)で給水サービス状況確認</p> <p>4) 電気・ガス・水道の復旧確認 ①電気 ②ガス *ガス停止ボタン解除 ③水道 周辺地域の被害状況やライフラインの復旧情報を収集し、本部に報告する</p> <p>5) 臨時ゴミ収集所開設 ・基本は自宅保存 ・汚物は共通保管所対象外 ・安全確保のために必要な場合のみ許可 *管理事務所と協業で開設し案内する</p>	<p>1) 安否確認の情報収集の継続 安否不明な居住者について、引き続き確認し、本部に報告</p> <p>2) 本部内情報の収集・伝達 周辺地域の被害状況やライフラインの復旧情報を収集し、本部に報告 *市の避難施設の案内支援</p> <p>3) 被害の報告 ①ハイム全体の被害の報告や、それに伴う支援の必要性などを本部に報告 ②地域の被害状況把握と報告</p> <p>4) ハイム居住者への情報提供 ①急ぎの情報は、本部からの指示のもと、ハイム全戸または対象住居に拡声器や手書き報告ポスターにより周知する ・ハイムの被害状況報告エレベーターやトイレが使用出来るか? 電気・ガス・水道は使用出来るか? ・物資Gに確認の上、支援物資の配給方法、受け渡し場所などを伝える ・親戚の家などに避難する居住者に、本部に連絡先を届けていただくよう要請する ・ラジオや市役所から周辺地域の被災状況やライフライン状況を収集</p> <p>*「#つつじが丘自主防災」のSNSを構築し、ツイッターなどでハイム居住者に情報提供する</p>

	自主防災会本部	安全確認グループ	物資グループ	情報グループ
4日目以降の活動・復旧期	<p>1) 設備復旧の説明 ①建物設備の被害状況・復旧スケジュールを居住者に説明・周知する。②同時に、使用できない設備に代わる方法・手段を案内する</p> <p>2) 市役所、非難所、消防署・病院等の情報収集継続 *市の避難施設への案内支援</p> <p>3) 外部からの支援物資の受け入れと分配 ①外部からの支援物資情報収集 ②支援物資の受け入れ ③ 支援物資の配布</p> <p>4) 自主防災会本部内各Gの拡縮 ①各Gの報告・活動状況集約 ②必要に応じて、各Gの態勢の拡大・縮小・閉鎖を指示する</p> <p>5) 自主防災会本部解散宣言と管理体制の移行 ①ハイム内の被災住居の緊急の支援活動の必要が無くなり、管理会社・管理事務所の体制で支援活動が継続できる段階で自主防災会本部は、終了を宣言し解散する。 ②平常時の管理体制に移行する</p>	<p>1) 安否確認の継続 ①安否不明な居住者について、引き続き確認し、本部に報告する ②居住者名簿等を利用し、できる限り連絡をとる</p> <p>2) 防火・防犯の見回り ①引き続き防火・防犯の見回りを行う ②外から来る人に、積極的に声かけなどをする</p> <p>3) 転倒家具の引き起こし継続 ①入居者の要請に基づき、転倒した家具の引き起こし作業は管理事務所と協業して行う プライバシーに配慮し、むやみに他の部屋に立ち入らない</p>	<p>1) ハイム備蓄品継続配布・外部からの支援物資の受け入れと配布 ①ハイム備蓄品の継続配布 *災害救援ベンダー・自販機など ②外部からの支援物資の受け入れ ③支援物資の配分・配布</p> <p>2) 井戸水・飲料水配布継続 ①井戸水・飲料水配布 A 棟洗車場、B 棟洗車場、A/C 棟間の洗車場からの井戸水配布立ち合い ②給水所(深大寺)で給水サービス状況確認</p> <p>3) 電気・ガス・水道の復旧作業継続 ①電気 ②ガス ③水道 *①、②、③の復旧作業は管理事務所と協業して行う。 *周辺地域の被害状況やライフラインの復旧情報を収集し、本部に報告する</p> <p>4) 避難所情報収集・提供継続 *市の避難施設への案内支援</p> <p>5) 臨時ゴミ収集所管理 ・基本は自宅保存 ・汚物は共通保管所対象外 ・安全確保の必要時のみ許可 *管理事務所と協業で行う</p>	<p>1) 情報の収集・伝達 ①引き続き安否情報や被害情報などを情報種別ごとに集計・整理し、本部に報告する。本部からの伝達事項を居住者に周知する ②引き続き安否情報や被害情報などを情報種別ごとに集計・整理し、本部に報告します。本部からの伝達事項を居住者に周知します ③居住者への周知方法としては、壁新聞の作成やSNSを活用する</p> <p>*正しい情報の提供 ①集会場内のテレビ・ラジオなどから正しい情報を得て、居住者に周知する ②同時にデマ・流言に対する注意を呼びかける</p> <p>5) 自主防災会本部解散宣言と管理体制の移行の周知 ① 自主防災会本部の解散宣言をハイム全戸に周知する ② 管理会社・管理事務所の活動(平常時の管理体制)に移行することを周知する</p>

※今後のつづじが丘ハイム自主防災会と理事会にて、「つづじが丘ハイム自主防災会組織活動マニュアル【第1版】」を適宜修正していく。